


表 基本方針に基づく必要な事業・施策

事業・施策	分野別方針	事業・施策の内容	実施時期の目標			事業主体
			短期 (概ね5年)	中期 (概ね10年)	長期 (概ね20年)	
基本方針1. 拠点の形成と交通体系の整備による、地域が連携するまちづくり						
用途地域の見直し	①土地利用の方針	用途地域については、用途指定の変更および用途地域縮小も含めた見直しを検討します。	→	→		行政
空き家対策	①土地利用の方針	空き家については、近隣への悪影響や空き家増加に伴う地域活力の低下へとつながるため、宇佐市空家等対策計画に則り、空き家の適正管理を促進します。また、定住促進に関する施策や空き家バンクとの連携により解消を図ります。	→	→	→	行政
JR柳ヶ浦駅周辺整備	①土地利用の方針 ②道路・交通体系の整備方針	JR柳ヶ浦駅は県北地区の交通結節点としての機能強化のため、駅前広場や駐輪場の整備に努めます。また、駅南側の開発についても周辺の土地利用と併せて整備を検討します。	→	→	→	行政
都市計画道路の見直し	②道路・交通体系の整備方針	都市計画道路については、計画後、相当年数を経過しているため、再編を含めた検討を行います。	→	→		行政
(都)上田四日市線整備	②道路・交通体系の整備方針	国道10号の代替道路である(都)上田四日市線については計画区域全線の整備を図ります。	→	→		行政
(都)江須賀小松橋線整備	②道路・交通体系の整備方針	柳ヶ浦駅のアクセス道路となる市道柳ヶ浦中央線(都)江須賀小松橋線の一部)の完成に努めます。	→			行政
(都)黒川松崎線整備	②道路・交通体系の整備方針	(都)黒川松崎線の事業の早期完了を推進し、県道中津高田線のバイパス化を図ります。	→	→		行政
(都)小倉別府線整備	②道路・交通体系の整備方針	中心市街地の外縁部を形成する路線である(都)小倉別府線については、事業の早期着手を図ります。		→	→	行政
デマンド交通	②道路・交通体系の整備方針	新たなコミュニティ交通の導入として、「予約制乗合タクシー」の実証運行を行い、デマンド交通の拡大を進めます。	→	→	→	行政
中心部循環バスの導入	②道路・交通体系の整備方針	安心院支所を発着地として安心院中心部を循環する循環バスの実証運行を踏まえ、市全域において、コミュニティバス以外の新たな交通手段の導入について検討します。	→	→	→	行政
交通関係	②道路・交通体系の整備方針	路線バス等の減便を最小限に抑えるため、地域住民は公共交通の積極的な利用に努めます。また、新たな交通システムの社会実験等に協力します。	→	→	→	市民
基本方針2. 企業誘致、地場産業の振興と交流の促進による、活力あるまちづくり						
企業誘致・産業集積	①土地利用の方針	東九州道4車線化等、高速交通網を活かし、IC周辺部を中心に企業誘致・産業集積を図ります。	→	→	→	行政
旅館・ホテル業の誘致	①土地利用の方針	中心市街地へホテル等の誘致を促進し、観光振興、地域経済の活性化、まちの賑わいおよび雇用の創出を図ります。	→	→		事業者 行政
国道沿線地域複合施設整備	①土地利用の方針 ④安全・安心なまちづくりの方針	休憩・情報発信・地域連携・防災・環境保全の5つの機能を備えた国道沿線地域複合施設(道の駅)の整備を推進します。	→			行政

※  : 事業実施時期の目標期間




※  : 事業の継続・見直し

表 基本方針に基づく必要な事業・施策

事業・施策	分野別方針	事業・施策の内容	実施時期の目標			事業主体
			短期 (概ね5年)	中期 (概ね10年)	長期 (概ね20年)	
基本方針3. 快適で健やかな暮らしを支える、安全・安心なまちづくり						
防災対策	④安全・安心なまちづくりの方針	急傾斜地の崩壊による災害を防止するため、条件を満たした箇所は、急傾斜地崩壊防止施設の設置を進めます。	→	→	→	行政
防災対策	④安全・安心なまちづくりの方針	防災パトロール等の点検を行うとともに、災害リスクの高い場所については、防災に対応したハード整備を進めます。	→	→	→	行政
防災対策	④安全・安心なまちづくりの方針	地区の防災事前準備として、防災資機材の購入補助および防災学習会の講師派遣を行います。	→	→	→	行政
防災対策	④安全・安心なまちづくりの方針	常日頃から防災意識を持ち、自主的な防災に対する知識を深めるため防災講習会を開催します。また、地域の自主防災組織等にて防災資機材を購入し地域での活用を図ります。	→	→	→	市民
防災対策	④安全・安心なまちづくりの方針	市が行う被災者救援および応急対策活動に協力するため、「宇佐市災害時等協力事業所登録制度」に登録し、人材、物品、避難所・施設等の提供および資機材等の支援を行います。	→	→	→	事業者
西大堀地区公園整備	③公園・緑地の整備方針 ④安全・安心なまちづくりの方針	市民が広く活用できるレクリエーション・スポーツ関連施設や災害時の活動拠点としても利用可能な公園として西大堀地区公園の整備を推進します。	→			行政
柳ヶ浦地区下水道整備	⑤環境共生の方針	下水処理施設である宇佐水再生プラザ（柳ヶ浦・長洲・宇佐処理区）の早期完了に努め、用途地域内の公共下水道整備を図ります。	→	→	→	行政
基本方針4. 豊かな自然環境・歴史文化を守り、未来へつなぐまちづくり						
法鏡寺廃寺跡公園整備	③公園・緑地の整備方針	歴史的価値を有する法鏡寺廃寺跡を歴史学習の場として機能する史跡公園として整備を推進します。	→	→	→	行政
地球温暖化対策	⑤環境共生の方針	電気自動車や電気自動車の充電設備、蓄電池設備など地球温暖化防止に資する設備の導入を検討します。また、環境学習会を開催するなど環境保全に向けた普及・啓発活動に取り組みます。	→	→	→	市民 事業者
景観形成促進	⑥景観形成に関する方針	街なみ環境整備が実施された地区において、地域の特性を活かした良好な景観の形成に寄与すると認められる行為に対して支援します。	→	→	→	行政
景観形成促進	⑥景観形成に関する方針	自然環境や都市環境の美化のため、フラワーロード沿線を利用した花いっぱい運動や地域ぐるみでの海岸清掃等を行います。	→	→	→	市民 事業者 行政
基本方針5. 地域コミュニティの形成による、市民協働のまちづくり						
地域コミュニティ維持	⑦交流するまちづくりの方針	既に組織化されているまちづくり協議会の支援を継続するとともに、組織化されていない中心市街地についても設立に努めます。	→	→	→	行政
地域コミュニティ維持	⑦交流するまちづくりの方針	中心市街地等については、まちづくり協議会の設立に向けて行政と協働し検討を行います。既設のまちづくり協議会については今後も地域の特色を活かした活動を継続的に進めます。	→	→	→	市民
駅周辺の活用による賑わい創出	⑦交流するまちづくりの方針	駅前広場や駅舎を利用した、地域の活性化につながるイベント開催等の取組を進めます。	→	→	→	市民 事業者 行政

※  : 事業実施時期の目標期間

※  : 事業の継続・見直し